

資料 2

平成 17 年度 第 5 回市場運営審議会資料
柏市公設総合地方卸売市場の長期整備の方向(案)

データ編

平成 17 年 1 月 17 日

目次

1. 卸売市場流通の変化	1
(1) 食を取り巻く社会の潮流	1
食料需要の変化	1
消費の多様化	1
健康と安全・安心への志向	2
(2) 生鮮食料品流通の環境変化	2
小売業態の多様化	2
産地の大型化	2
(3) 卸売市場の変化	3
市場法改正と国の基本方針	3
2. 柏市公設卸売市場の現状と課題	6
(3) 直面する課題	6
流通機能の低下	6
施設の老朽化と非効率性	6
品質管理の立ち遅れ	11
市場運営の困難性	12
情報発信の不足	16
3. 柏市公設卸売市場の今後のあり方	17
場内業者の整備に関する意向	17
量販店本部意向	22
他市場動向	24

1. 卸売市場流通の変化

(1) 食を取り巻く社会の潮流 食料需要の変化

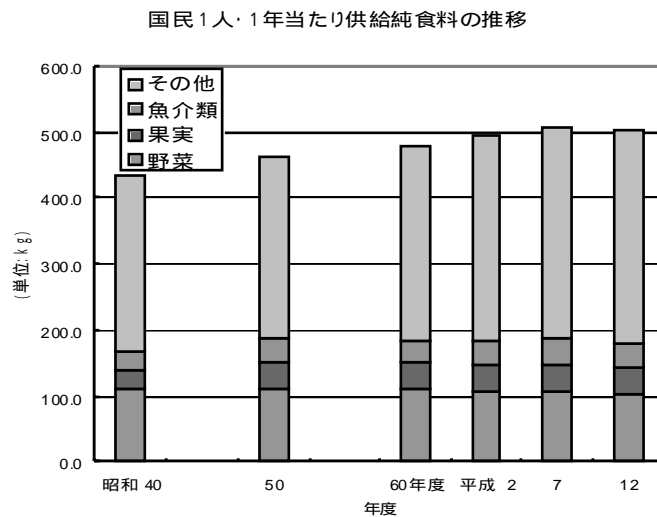


図. 国民1人・1年別の供給純食料の推移
出所: 農林水産省総合食料局食料企画課計画班
「平成14年度食料需給表」

消費の多様化

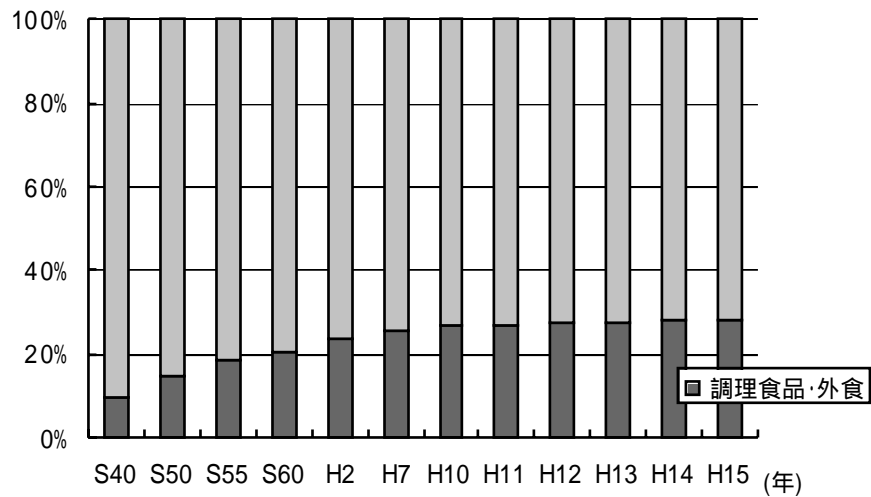


図. 食料消費支出に占める外食・調理食品の割合
出所: 総務省「家計調査年報」 1世帯あたり年平均1ヶ月間の収入と支出

健康との安全・安心への志向

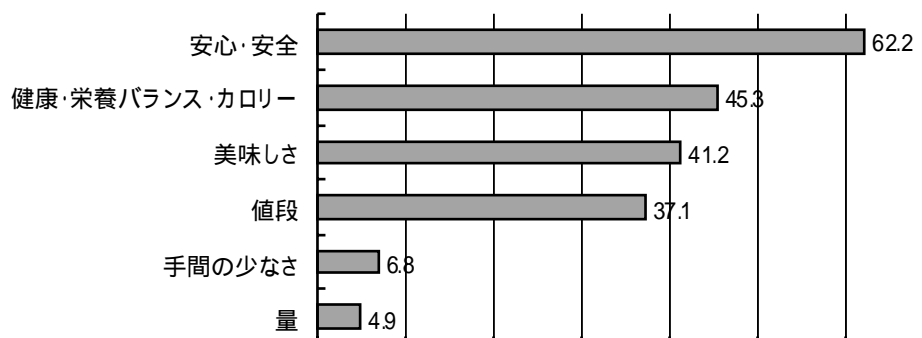


図. 食品を購入するときに重視すること

資料: 農林漁業金融公庫「景気低迷化における食料品の購買行動に関するアンケート調査」(平成14年2月)

注) 2つまでの複数回答

(2) 生鮮食料品流通の環境変化

小売業態の多様化

表. 消費者の食料品の購入先割合

(単位: %)

店の種類	野菜	果実	鮮魚	精肉	惣菜	冷凍食品	
一般小売店(専門店)	16.3	16.3	14.2	12.2	4.4	0.7	
一般小売店(総合店)	4.3	5.0	2.4	1.4	2.5	1.2	
スーパー マーケット	総合スーパー	19.5	21.0	22.1	22.6	24.0	31.2
	食品スーパー	39.1	38.6	40.2	37.6	32.9	41.6
	コンビニエンスストア	0.0	0.0	0.0	0.1	1.1	0.0
	小計	58.6	59.6	62.3	60.3	58.0	72.8
生協	11.6	11.6	14.0	19.0	7.9	16.9	
農協	2.8	1.5	0.4	0.8	0.4	0.6	
デパート	0.9	1.0	2.7	3.7	8.0	0.7	
小売市場	2.7	2.8	2.8	1.4	0.7	0.3	
その他(無回答を含む)	3.0	2.4	1.3	1.3	18.3	6.9	

資料: 農林水産省「食料品消費モニター調査」(平成12年8月)

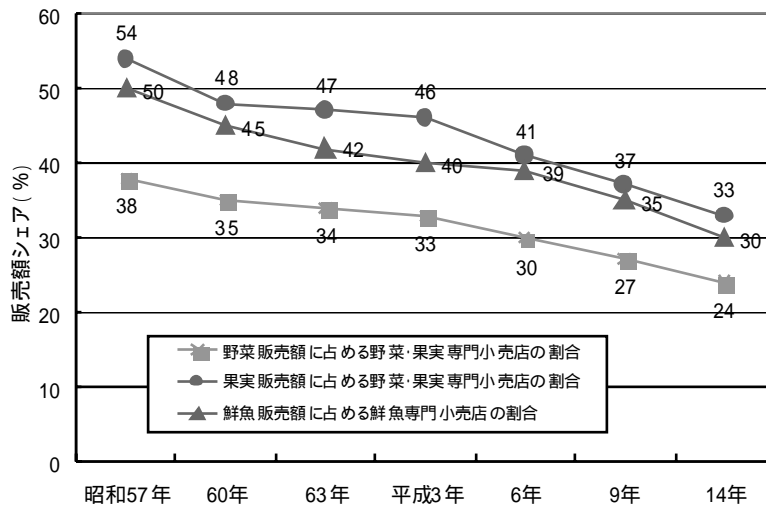


図. 専門小売店の生鮮食料品の販売額割合

資料：経済産業省「商業統計表」(品目編)

(注) 各品目の販売額には百貨店における販売額は計上されていない。

産地の大型化

卸売業者ヒアリング調査結果より

【産地との取引】

- ・産地の大型化により希望価格の提示など、産地側の発言力が増していることもあり、今後は買付けが増える傾向にある

生産者ヒアリング調査結果より

【産地との取引】

- ・農家は農協、経済連を通じて出荷をしている
- ・出荷先は、大量の生産物に対応できる販売先で、相場などを鑑み決めている
- ・かぶなど地元特産品は、ブランドとなっており、農協を通じて全国に向けて出荷されるため、地元に通じにくい
- ・産地の大型化により集荷が困難になっており、また販売先である量販店も集荷先を限定してきているため、苦しいのではないかと

表 農業協同組合、同連合会及び農事組合法人数の推移

	単 位 農 協			合 計	連 合 会			農事組 合法人
	総合農協	専門農協			出 資 連合会	非出資 連合会	合 計	
		出資組合	非出資組合					
H6.3	2,836	2,034	1,795	6,665	534	24	558	6,703
H7.3	2,635	2,011	1,727	6,373	506	24	530	6,720
H8.3(変更前)	2,370	1,938	1,677	5,985	487	23	510	6,764
H8.3(変更後)	2,472	1,836	1,677	5,985	487	23	510	6,764
H9.3	2,284	1,793	1,619	5,696	468	21	489	6,764
H10.3	2,006	1,764	1,599	5,369	441	19	460	6,739
H11.3	1,812	1,752	1,577	5,141	419	19	438	6,707
H12.3	1,618	1,716	1,531	4,865	397	19	416	6,667
H13.3	1,347	1,671	1,507	4,525	336	18	354	6,677
H14.3	1,181	1,635	1,477	4,293	295	18	313	6,685
H15.3	1,039	1,548	1,362	3,949	283	18	301	6,682

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

(注) 平成8年3月以降、信用事業を行う専門農協を総合農協に含める。

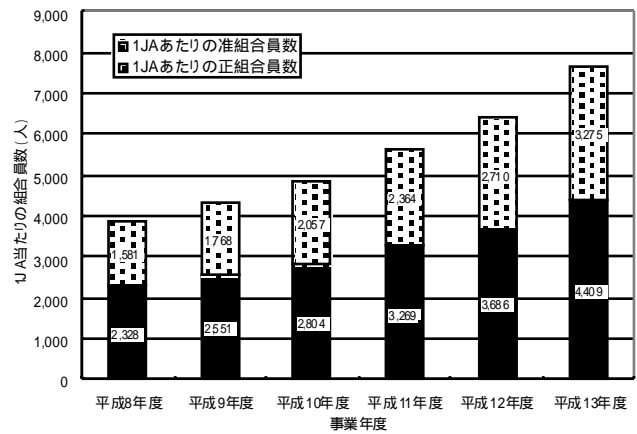
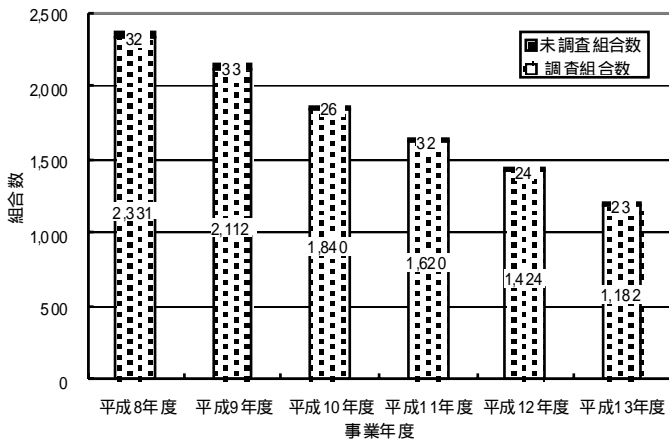


図 総合農業協同組合の組合数および1農業協同組合あたりの組合員数の推移

資料：農林水産省「総合農協統計表」

市場外流通の増加

表 卸売市場経由率の推計

(単位：千トン(花きは億円))

年度	青果			水産物			花き		
	総流通量	市場経由量	市場経由率	総流通量	市場経由量	市場経由率	総流通量	市場経由量	市場経由率
元年度	23,573	19,558	83.0%	8,744	6,520	74.6%	5,247	4,355	83.0%
5年度	23,267	18,602	80.0%	8,245	5,789	70.2%	6,465		
6年度									
7年度	24,487	18,162	74.2%	8,814	5,958	67.6%	6,665	5,457	81.9%
8年度	23,909	17,873	74.8%	8,625	5,988	69.4%	6,740	5,666	84.1%
9年度	23,994	17,931	74.7%	8,248	5,852	71.0%	6,802	5,813	85.5%
10年度	23,078	17,265	74.8%	8,029	5,751	71.6%	6,796	5,819	85.6%
11年度	24,197	17,273	71.4%	8,233	5,647	68.6%	6,488	5,429	83.7%
12年度	24,163	17,120	70.9%	8,400	5,561	66.2%	6,345		
13年度	24,526	16,993	69.3%	8,675	5,423	62.5%	6,140	4,886	79.6%

資料：農林水産省「食料需給表」等

(注) 1. 得られる資料の中で、市場間取引等の重複分を除いて推計したものである。

2. 塩干・加工品の取扱量は原魚換算している。

3. 中央卸売市場の取扱量には、転送分を含んでいる。

表 量販店の生鮮食料品の仕入先別構成(平成14年度)

<青果物>

(単位：%)

区分	合計	中央卸売市場		地方卸売市場	場外問屋	産地 仲買人	生産者	農協・ 経済連	全農集配 センター	輸入商社	直輸入	その他
		卸売業者	仲卸業者									
野菜	100.0	10.2	35.0	23.2	3.3	3.0	10.0	5.7	4.6	2.9	0.7	1.3
果実	100.0	10.5	37.4	20.1	2.4	3.3	7.3	3.8	4.8	8.3	1.0	0.9

<水産物>

(単位：%)

区分	合計	中央卸売市場		地方卸売市場	場外問屋	産地出荷 業者	漁協漁連	大手水産 会社	輸入商社	直輸入	その他
		卸売業者	仲卸業者								
生鮮品	100.0	6.6	35.6	27.8	7.1	8.7	3.4	6.5	4.1	0.0	0.2
冷凍品	100.0	9.2	18.6	18.1	14.9	3.0	2.6	21.9	11.4	0.0	0.2
塩干加工品	100.0	3.7	27.2	20.6	23.3	5.2	2.8	12.2	4.7	0.0	0.2

資料：(社)食品需給研究センター「生鮮食料品等流通円滑化緊急対策事業報告書」

(平成15年3月)

(注) 1. 「0.0」は単位に満たないものである。

2. ラウンドの関係で、合計が100にならないことがある。

(3) 卸売市場の変化

市場法改正と国の基本方針

『卸売市場整備基本方針の主な改正ポイント（平成16年10月1日）』

第1 基本的な考え方

流通の広域化により地方市場を中心に集荷力が低下傾向にある。食の安全・安心に対する関心の高まり、コールドチェーンの確立や品質管理の徹底に関する要請があり、そのことから以下のような対応が求められている。

卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化

既設の中核的な中央卸売市場の再整備

地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進

卸売市場の取引における情報技術の活用促進

第2 卸売市場の適正な配置の目標

- ・中央卸売市場の新設は行わない

新たな部類開設は青果 65,000t 水産物 35,000t 花き 6,000 万本相当以上を目標

- ・上記未満の取扱数量で減少率が基準以上、一般会計からの操出が総務省基準を超えている 地方市場への転換、統合・連携、廃止 等に取り組む

地方卸売市場

- ・都道府県整備計画に必要な応じて地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場で、次の措置のいずれかを講じるもの（地域拠点市場）を定める

他の地方卸売市場との統合

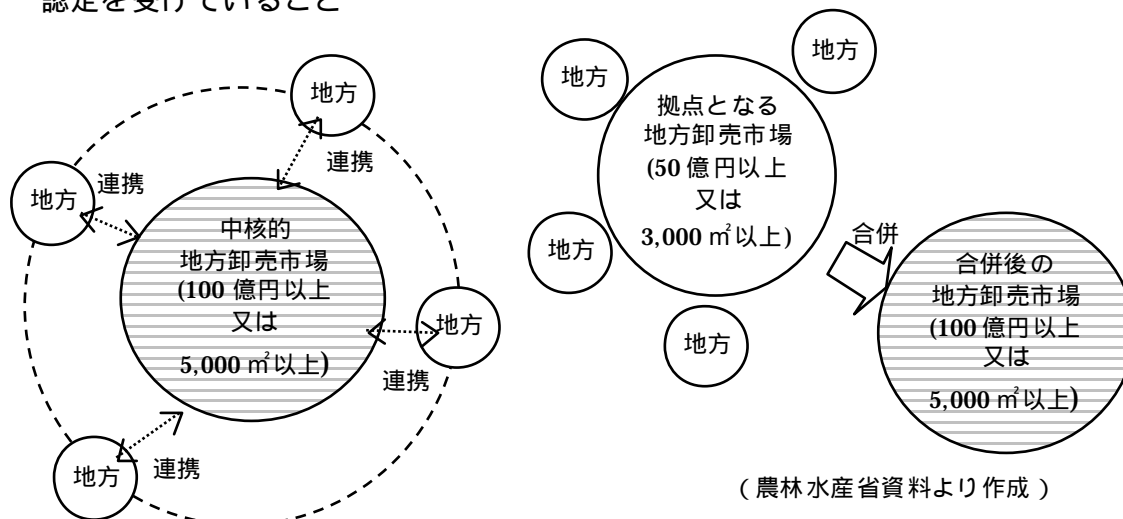
他の卸売市場との連携した集荷・販売活動

- ・地域拠点市場の目標年次における取扱数量は青果物 15,000t 水産物 7,000t 花き 2,000 万本相当以上

地域拠点市場の規模

地域拠点市場が他の市場と統合する場合において農林水産大臣が認定を行う場合の適合要件（全て）

- ・中核となる地域拠点市場の取扱規模が金額 50 億円以上又は 3,000 m²以上
- ・統合後の地域拠点市場の金額 100 億円以上又は 5,000 m²以上
- ・統合に係る地方卸売市場が食品流通構造改善促進法第 4 条第 2 項の規定による第 2 条第 3 項第 2 号に規定する卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること



第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

立地に関する事項

大規模小売店、外食産業等の広域チェーン展開等による生鮮食料品流通の広域化、首都圏等の交通混雑等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう十分な見通しを踏まえて行うこと

- (1) 周辺土地利用との調整を考慮、都市計画等との整合性が確保されること、特に流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性を配慮すること
- (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること
- (3) 各種施設が適切に配置され施設利用の効率性が確保され得る地形であること
- (4) 生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であること

施設の配置、運営及び構造に関する事項

施設整備についてはPFI事業の活用、施設管理については民間委託の推進等により、市場使用料の抑制等市場流通コストの低減に努めるものとする

- ・大規模増改築等卸売市場施設の新設にあたっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること、低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置すること
- ・場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行う、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化を図ること
- ・施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの基幹としての卸売市場施設の適切な運営の確保や、トレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のための情報技術の活用等に十分配慮すること
- ・市場運営の効率化、物流業務の効率化を図るため、下記に積極的に取り組むこととし、必要に応じて市場内におけるLAN（構内情報通信網）や通い容器に対応した搬送施設の整備、通い容器の一時保管場所の確保に努めること

取引における生鮮EDI（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、無線ICタグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札（タグ））の導入等の情報技術の活用
産地や実需者と連携して、流通コストの削減や流通における環境負荷の低減に資する通い容器の導入

- ・小売形態の変化に対応した仲卸業務の機能の充実に資する保管・加工処理・配送施設を整備すること、また、消費者ニーズに応える商品づくりのため、市場関係者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組を推進すること
- ・展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ

施設等関連施設の整備のほか、可能な限り緑地帯を設置すること

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

・物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化を図るとともに、次の事項に留意し、品質管理の高度化に取り組むものとする

(1) 荷受け段階

トラックを進入させない荷下ろし体制の整備、荷下ろし時におけるアイドリングの禁止

物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認

物品が結露しないための輸送温度、場内温度の設定

必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示

(2) 卸売段階

低温卸売場での取引や見本ぜりの活用

物品の床への直置きや引きずりの禁止

卸売場の衛生的な利用、喫煙や飲食等の禁止

取引後の速やかな物品の搬出

(3) 仲卸段階

腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去

定温倉庫や冷蔵庫での保管期間の短縮

花き（切花）にあっては、清潔な容器や水の維持

(4) 配送段階

買荷保管所又は積込所等における滞留時間の短縮

保冷・冷凍車両の利用の推進

物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みの推進

(5) その他

青果物にあっては、通い容器を利用する場合には、洗浄・殺菌の徹底

水産物にあっては、食品衛生法に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準、公衆衛生上講ずべき措置の規準の遵守

食肉(略)

花きにあっては、直接的な冷暖風からの遮断、品質保持効果の高い切花のバケツ（専用容器）流通の推進

2. 柏市公設卸売市場の現状と課題

(3) 直面する課題

流通機能の低下

表. 市内需要量に対する市場の供給率の試算

	青果		水産物	花き	
	野菜	果実		切花	鉢物
1人当たり需要量(kg・本)	106.1	42.4	58.8	49.0	7.1
柏市需要人口当たり需要量(t・千本)	33,234	13,281	18,418	15,349	2,224
市場からの市内出荷量(t・本)	6,428		16,036	7,514	
需要量に対する市場の供給率(%)	13.8		87.1	42.8	

注)・一人当たり需要量は、平成12年における農林水産省の第7次中央卸売市場整備計画で示された「生鮮食料品等の都市階級別需要量見通し」の平成10年度(中都市:人口100万人未満15万人以上)の数値。

- ・人口は「国勢調査」(平成12年度)を用いた。
- ・需要人口は、移動人口常住人口換算(流入人口の1/3を加え、流出人口の1/3を減じる)したもの。
- ・市内出荷量は、卸売業者ヒアリングによる。

施設の老朽化と非効率性

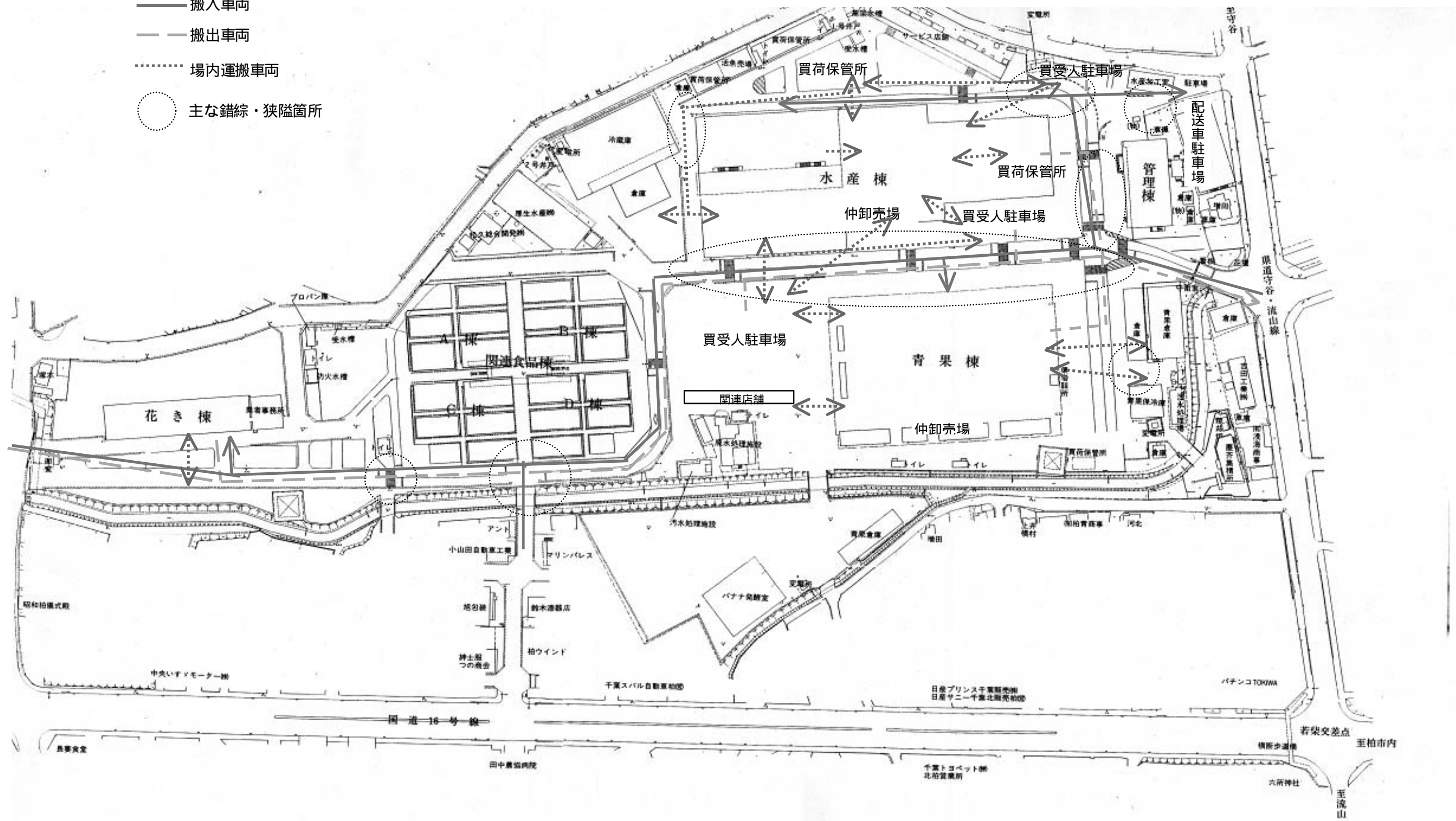
表. 柏市公設総合地方卸売市場主な施設の保全について

No	建物名称	建設年度	構造	項目	保全内容	実施時期の目安
1	管理棟	S45	S造	屋根	再塗装	5年後
				外壁	再塗装	2～3年以内
2	関連食品棟	S52, S54	RC造	屋根	改修	15年後
				外壁	再塗装	5～7年後
4	水産物買荷保管積込所	S52	S造	屋根	改修	5年後
				外壁	再塗装	5～7年後
6	花き棟	H2, H3	S造	屋根	改修	10～15年後
				外壁	再塗装	10～15年後
7-1	水産棟(せり場)	S51	RC+S造	屋根	全面改修	5年後
				外壁	全面改修	5年後
7-2,3	水産棟(店舗)	S45	S造	屋根	改修	早急
				外壁	再塗装	10年後
				鉄骨	再塗装	10年後
8	青果棟	S46	S造	外壁	再塗装	5～7年後
				鉄骨	再塗装	2～3年以内
9	青果倉庫棟	S54	S造	屋根	改修	15年後
				外壁	再塗装	5～7年後
				鉄骨	再塗装	5～7年後
10	バナナ醗酵室	H4	S造	屋根	改修	10年後
				外壁	再塗装	5～7年
				鉄骨	再塗装	10年後
12	青果荷さばき所	H13	S造	屋根	改修	7～10年
				鉄骨	再塗装	10年後
13	水産荷さばき所	S46	S造	屋根	改修	10年後
				外壁	再塗装	15年後
				鉄骨	再塗装	10年後
14	青果保冷库	S60	S造	屋根	交換	2年以内
				外壁	改修	2年以内
				鉄骨	改修	2～3年以内
15	廃水処理施設	S52	RC造	躯体	全面改修	早急

注)・現状調査をもとに作成したもので、実施時期・保全内容等については決定したものではない

市場内車両動線の概略

- 搬入車両
- - - 搬出車両
- 場内運搬車両
- 主な錯綜・狭隘箇所



品質管理の立ち遅れ

柏市場の低温化の状況

青果部門

	卸	仲卸
低温化	倉庫(保冷库) (207 m ³)	倉庫(保冷库) (95 m ³)
常温	せり場 (4,555 m ³) 倉庫 (810 m ³)	仲卸売場 (1,709 m ³)
低温化率(面積ベース)	3%	5%

水産部門

	卸	仲卸
低温化	大物せり場 (435 m ³) 特種せり場 (50 m ³) 塩干せり場 (473 m ³)	買荷保管所(倉庫) (228 m ³)
常温	活魚売場 (132 m ³) 鮮魚せり場 (1,102 m ³)	仲卸売場 (4,613 m ³) 買荷保管所(組合事務所下) (348 m ³)
低温化率(面積ベース)	44%	4%

花き部門

	卸	仲卸
低温化	なし (-)	買荷保管所(倉庫) (30 m ³)
常温	せり場 (911 m ³)	売場 (58 m ³)
低温化率(面積ベース)	0%	34%

全体

	卸	仲卸
低温化	(1,165 m ³)	(353 m ³)
常温	(7,510 m ³)	(6,728 m ³)
低温化率(面積ベース)	13%	5%

市場運営の困難性

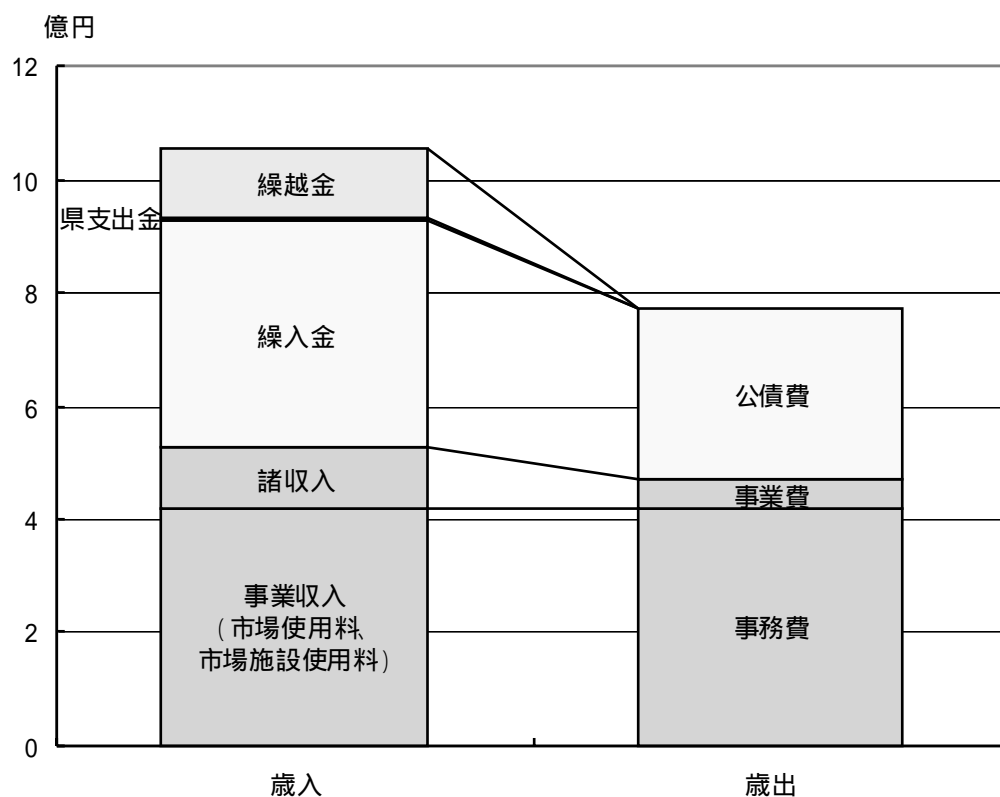


図 平成15年度決算額における歳入・歳出比較

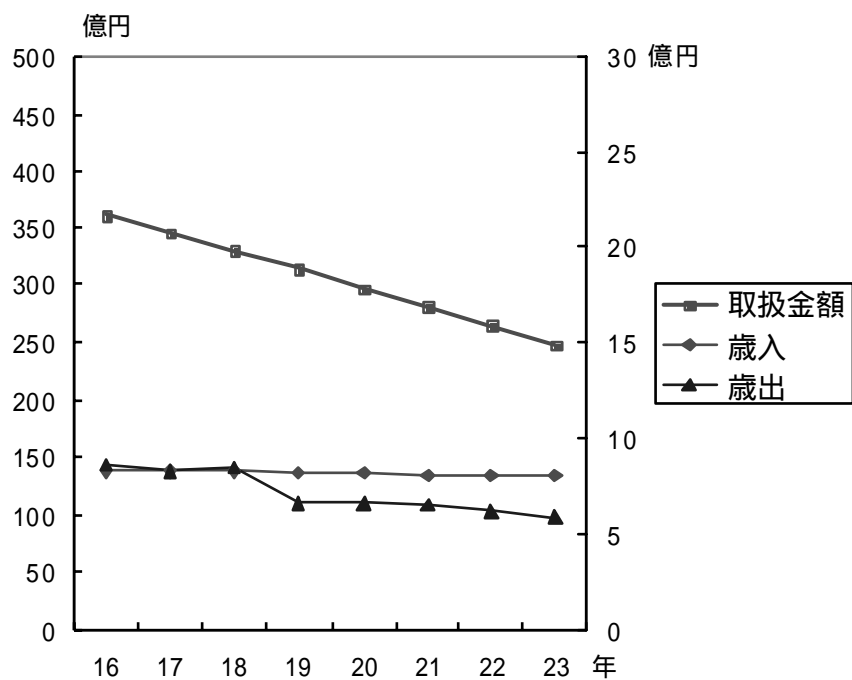


図 取扱高および市場会計歳入・歳出予測

- 注) ・取扱高は平成6～15年度の各部門別取扱金額をもとに推計
 ・歳入は使用料等推計+繰入金3億円として設定(繰越金含まず)
 ・歳出は事務費・事業費・公債費の計画に基づくもの

バランスシート

バランスシートとは「ある一定時点における地方自治体の財政状況を表したもの」(正味資産比率が高いほど財政状態が健全であるといえる。借金が少ない)

借方	貸方
<p>(資産の部)</p> <p>どれだけの持ち物(土地、建物、お金等)があり、将来にわたってどれだけの行政サービスを提供することができるかの価値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(土地、建物、構築物、機械装置、備品) ・投資等(出資金、貸付金、基金) ・流動資産(財政調整基金、減債基金、5月31日時点で現金預金として残った歳計現金、市税や分担金負担金の収入未済額である未収金) 	<p>(負債の部)</p> <p>将来に向けて返済すべき債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定負債 ・流動負債 <p>(正味資産の部)</p> <p>既に支払いの済んでいるものの価値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫出資金 ・県支出金 ・一般財源

有形固定資産の財源

平成15年度 市場会計バランスシート

市場会計バランスシート(平成16年3月31日現在) 平成15年度決算見込に基づき作成

借方	貸方																																		
<p>[資産の部]</p> <p>1. 有形固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">7,590,974</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち土地 3,959,011)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">有形固定資産合計 7,590,974</td> <td></td> </tr> </table> <p>昭和44年度以降の決算統計上の普通建設事業費を計上、但し用地費以外は減価償却を行っている。</p> <p>繰越金形式収支</p> <p>2. 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">(1) 現金・預金 284,735</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(2) 未収金 226,488</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">流動資産合計 307,383</td> <td></td> </tr> </table> <p>資産合計 7,898,357</p>	7,590,974		(うち土地 3,959,011)		有形固定資産合計 7,590,974		(1) 現金・預金 284,735		(2) 未収金 226,488		流動資産合計 307,383		<p>[負債の部]</p> <p>1. 固定負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">平成15年度末地方債残高 翌年度償還予定額</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(1) 地方債 956,992</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(2) 引当金 138,725</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(うち 退職給与引当金) 138,725</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">固定負債合計 1,095,717</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">(1) 地方債翌年度償還額 238,261</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">流動負債合計 238,261</td> <td></td> </tr> </table> <p>負債合計 1,333,978</p> <p>[正味資産の部]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1. 国庫支出金 18,570</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2. 県支出金 297,963</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3. 一般財源等 6,247,846</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">正味資産合計 6,564,379</td> <td></td> </tr> </table> <p>負債・正味資産合計 7,898,357</p>	平成15年度末地方債残高 翌年度償還予定額		(1) 地方債 956,992		(2) 引当金 138,725		(うち 退職給与引当金) 138,725		固定負債合計 1,095,717		(1) 地方債翌年度償還額 238,261		流動負債合計 238,261		1. 国庫支出金 18,570		2. 県支出金 297,963		3. 一般財源等 6,247,846		正味資産合計 6,564,379	
7,590,974																																			
(うち土地 3,959,011)																																			
有形固定資産合計 7,590,974																																			
(1) 現金・預金 284,735																																			
(2) 未収金 226,488																																			
流動資産合計 307,383																																			
平成15年度末地方債残高 翌年度償還予定額																																			
(1) 地方債 956,992																																			
(2) 引当金 138,725																																			
(うち 退職給与引当金) 138,725																																			
固定負債合計 1,095,717																																			
(1) 地方債翌年度償還額 238,261																																			
流動負債合計 238,261																																			
1. 国庫支出金 18,570																																			
2. 県支出金 297,963																																			
3. 一般財源等 6,247,846																																			
正味資産合計 6,564,379																																			

バランスシート作成の基本的前提

1.取得原価主義を採用する(時価主義では、毎会計年度末にすべての土地や建物等の時価を調査し、評価をし直すのは現実的に困難である)。

現在の資産価値を反映していない。

2.決算統計データを基礎数値として用いる.....電算処理化された昭和44年度に遡り、決算統計データを取得原価として用いる。

3.一年基準を採用する.....貸借対照表日の翌日から一年以内に入金または支払いの期限が到来するものを流動資産または流動負債とし、それ以外のものを固定資産、固定負債とする。

資産は「一会計年度を越えるもの」で、かつ「経営資源として用いられると見込まれる」ものとする(一会計年度内に消費されてなくなってしまう消耗品や役務サービスなどは資産として計上されない)。

有形固定資産の減価償却の意義

会計年度末のバランスシートに資産として計上される各資産の価値は、取得年度のときよりも損耗磨耗などにより価値が下がっており、資産の価値を取得原価主義のもとで正確にバランスシートで表示するためにとられる会計技術が「減価償却」である(標準では50年と設定)。土地は、減価償却の対象とならない(土地は、一旦取得してしまえば使用可能期限がない)。

現金・預金は、出納整理期間終了後、形式収支として算出された差額は、「現金」や「預金」として存在する。「現金」や「預金」は地方自治上の財産ではないが、バランスシート作成上は「資産」として計上する。

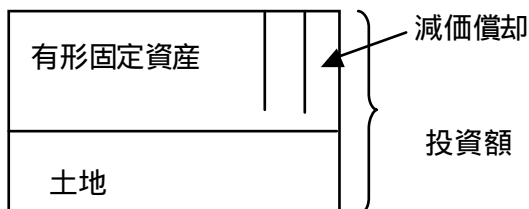
未収金は、収入未済額として計上される。すでに調定されたもので、未だに収入されていないもの(民間企業の受取手形、売掛金)。

固定負債の「地方債」は、翌年度に予定されている元金償還額(利子を除く)を控除した額。

退職給与引当金は、退職手当の支給そのものはまだまだ先であっても、当該団体は職員に対して少なくともすでにこれまでの勤務年数に応じた退職手当を支払う負担が生じていることから、これを負債と考える。

地方債翌年度償還予定額は、地方債の年度末残高のうち、翌年度に予定されている元金償還額を計上する。

正味資産は、バランスシートの借方に計上されている資産のうち、すでに住民から支払われた税金や国・県からの補助金を財源として取得している金額（民間企業の「資本」に当たる概念とは違う）。



財務指標によるバランスシートの状況

	平成 14 年度	平成 15 年度	比較
正味資産比率	79.5%	83.1%	3.7%
固定比率	123.4%	115.6%	7.8%
流動比率	59.6%	129.0%	69.4%

各指標の計算式

正味資産比率

$$\text{正味資産比率} = \text{正味資産} / (\text{負債} + \text{正味資産}) \times 100\%$$

総資本に占める正味資産の割合を示します。これは数値が高いほど、将来返済しなくてもよい財源（正味資産）により資産を形成したことを示し、財政状況の健全性を計る指標になります。

固定比率

$$\text{固定比率} = \text{有形固定資産} / \text{正味資産} \times 100\%$$

固定比率は有形固定資産を既に支払いの済んでいるもの（正味資産）でどれだけ賄っているかを示します。民間企業ではこの値は100%以下で、長期的に使用する固定資産が自己資本を財源として調達できる状態であることが望ましいとされています。地方自治体の場合、世代間の負担の公平性の観点から地方債を多く活用した場合、この比率は高くなります。

流動比率

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100\%$$

流動比率は短期の支払い（流動負債）に対して現金などの手持ち資金（流動資金）がどのくらいあるかを示すもので、短期的な支払い能力を表します。

分析結果

市場会計単独で考えると、正味資産比率が全体の83.1%を占めており、しかも正味資産の伸びに比べて負債が減少しつつあることから、市場会計の健全性が高まりつつあるといえる。

情報発信の不足

消費者ヒアリング調査結果より

【柏市場への期待、どのような場、マーケットがあるとよいか】

- ・一般の市民も入場して商品を購入できるとよい
- ・築地市場の場外市場のような、様々な商品を売り、安く、飲食もできるような場所があると、出かけるのも楽しい

3. 柏市公設卸売市場の今後のあり方

<場内業者の整備に関する意向>

調査概要

・対象

仲卸業者 青果 5社、水産物 43社、花き 2社

買受人 青果 174社、花き 90社

付属営業人 74社

・実施概要

配布日 平成16年6月16日

回収期限 平成16年6月25日

回収場所 柏市公設総合地方卸売市場管理事務所

配布数 388通

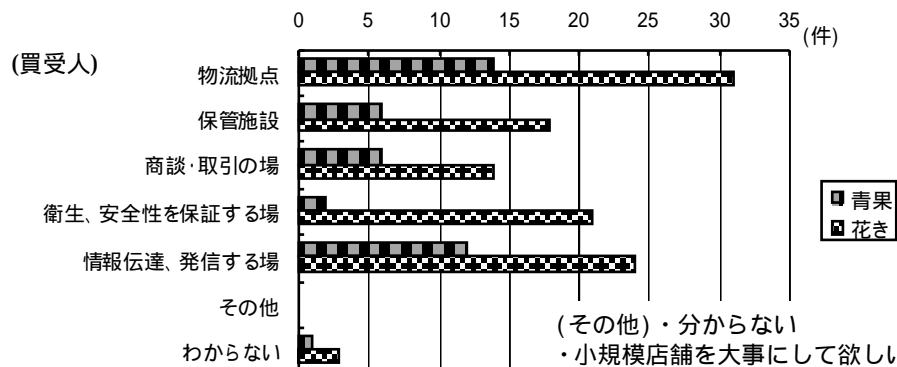
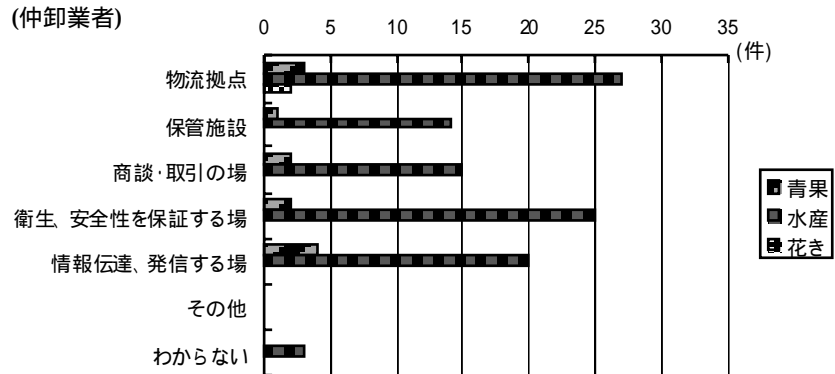
回収数 仲卸業者 青果 5社、水産物 41社、花き 2社

買受人 青果 65社、花き 23社

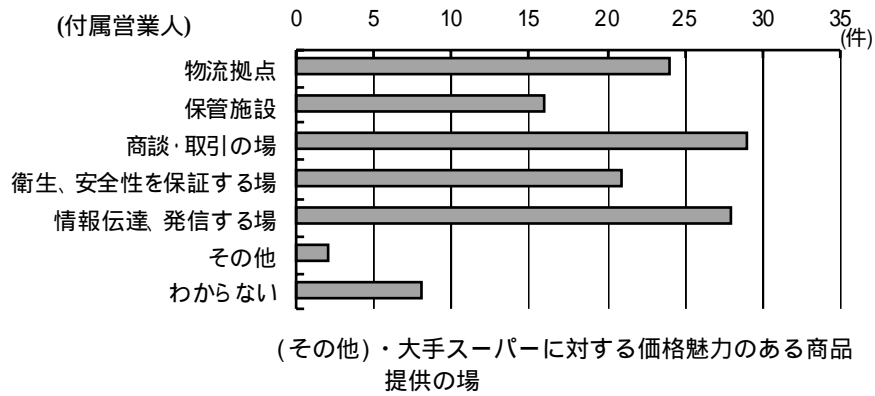
付属営業人 63社

結果

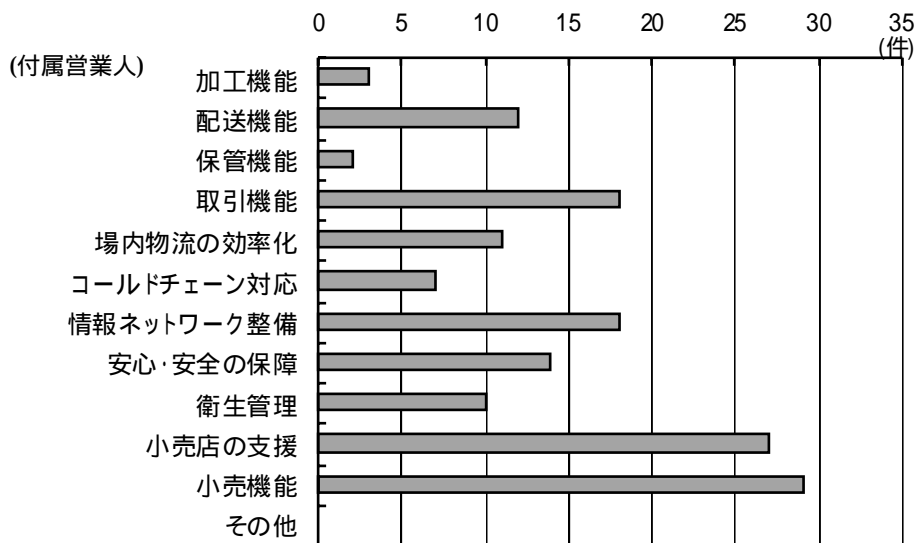
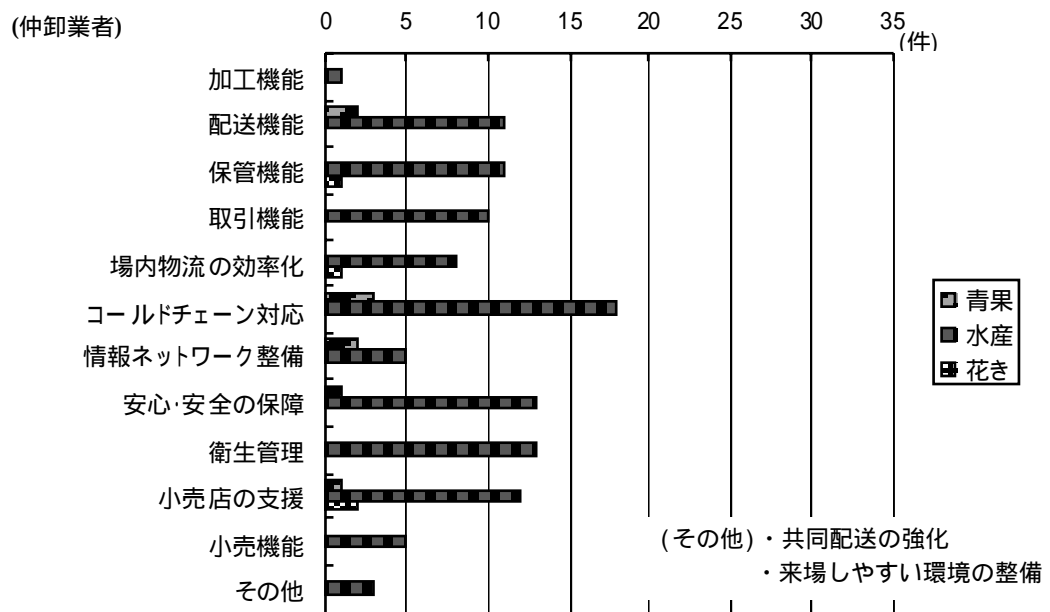
【将来、柏市場のあるべき姿(複数回答可)】



(その他)・分からない
 ・小規模店舗を大事にして欲しい。スーパーには安く、小規模店には高く、売人の態度が横柄である。
 ・産地開発

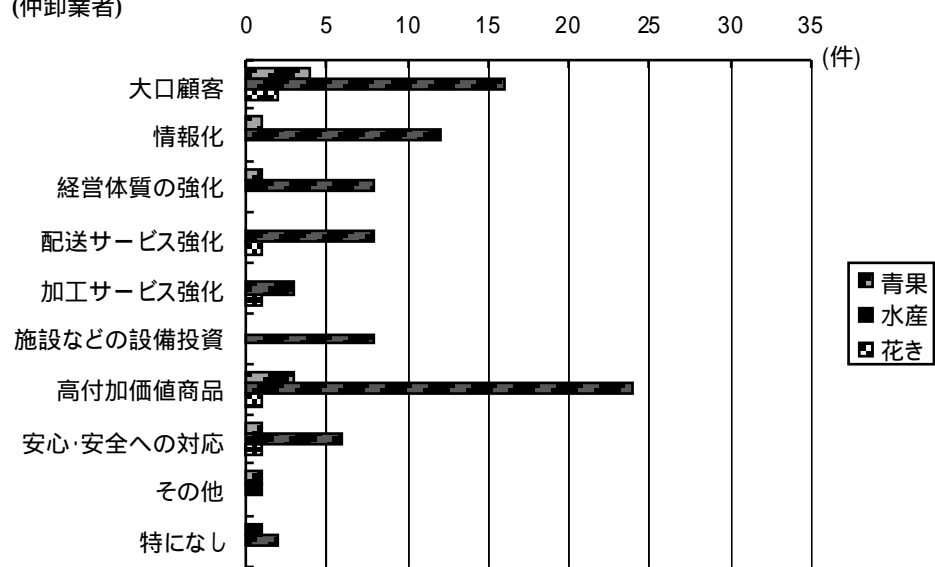


【導入・強化すべき機能(複数回答可)】



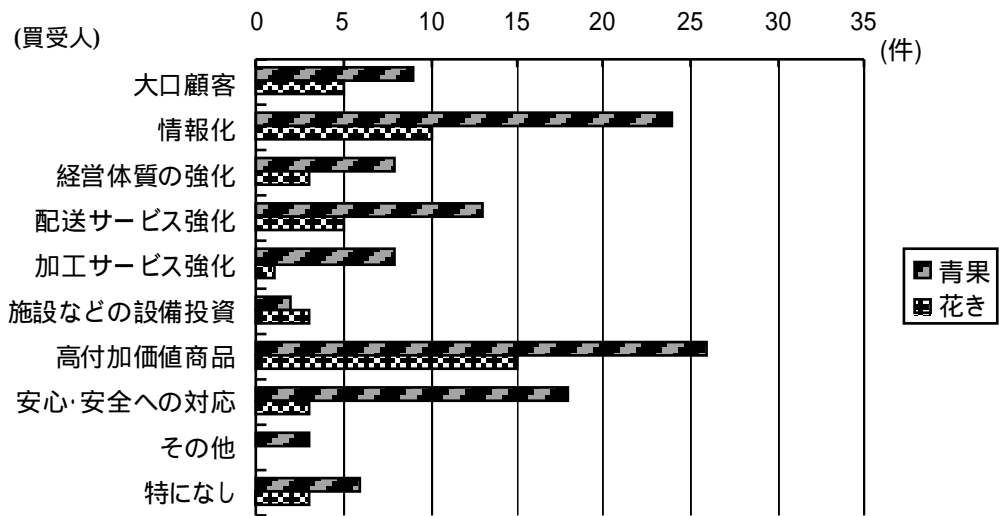
【今後力を入れていきたいこと(複数回答)】

(仲卸業者)



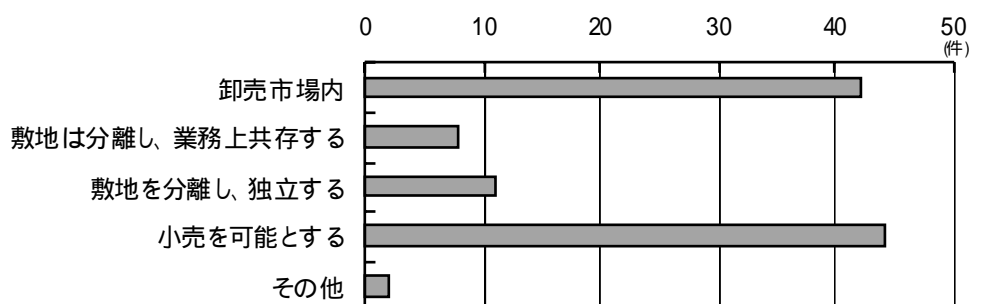
(その他)・柏市民として安定経営を確立していきたい
・現金取引強化

(買受人)



(その他)・高齢化が進んでいるので質の良いものを安く、必要なだけ売っていき
たい。
・仕出し
・朝どり、とりたて野菜

【関連店舗はどうあるべきか(付属営業人、複数回答)】



(その他)・AM4~9までは小売店や商売している方に販売して、AM9以降は一般小売をできるようにする
 ・一般消費者に開放

【顧客からの要望(自由記載)】

(青果仲卸業者 5件)

・青果仲卸業者では、地場野菜の品揃えを良くすることが求められている(2件)。

(水産物仲卸業者 41件)

・水産物仲卸業者では、品揃えを良くすること(2件)、駐車場の確保(3件)が課題となっているその他、他市場価格(築地、千住)との格差が大きい、休みが多すぎるなどの意見があった。

(青果買受人 65件)

・青果買受人では、安心・安全、無農薬野菜の取扱い、トレーサビリティへの対応が多く求められている(9件)。その他、品揃えを良くすること(4件)、低価格(4件)、鮮度・品質の良さ(3件)、地場野菜の販売(2件)、少量の配達(2件)などを求める声が複数ある。また、古い商品を販売しないでほしいという要望もあった。

(花き買受人 23件)

・花き買受人では、新鮮・良質な商品の販売(2件)、珍しい商品を求める声があった。また、市場各店舗の対応に問題があるとの意見があった。

【再整備への要望(自由記載)】

(青果仲卸業者 5件)

・青果仲卸業者では、保冷機能、保管場所、荷捌き所、駐車場の整備が求められている。また、携帯端末が利用できる環境が求められている。共同配送(市場全体での)取り組みの提案があった。

(水産物仲卸業者 41件)

・水産物仲卸業者では、温度管理(3件)、衛生管理・衛生検査室の設置(2件)、風の遮断、場内換気、保管場所や駐車場(2件)の確保が求められている。また、場内通路の拡大を求める声があった。

(花き仲卸業者 2件)

- ・花き仲卸業者では、場所の確保が求められている。

(青果買受人 65件)

- ・青果買受人では、駐車場の確保・整備(3件)、相場などの情報提供、量販店からは産地とのパイプ役になってほしいとの要望がある。また、仲卸優遇の市場であるとの批判がある。移転を懸念して、急な注文に対応できなくなるため、これ以上遠方に行かないでほしいという意見があった。

(花き買受人 23件)

- ・花き買受人では、場所の確保(2件)、駐車場整備(4件)、一般消費者の入場禁止(2件)などが求められている。せりの機械化を望む声もあった。

【付属営業人 顧客からの要望、再整備への要望(自由記載)】

(付属営業人)

- ・一般消費者への販売を望む声が多い(9件)。うち、日や時間帯を決めて一般消費者の利用を可能にするという意見(4件)もあった。
- ・施設については、各部門の建物の一体化・全天候型(4件)や店舗の拡張(2件)、販売しやすい施設整備の要望がある。衛生面の配慮、外観だけでもきれいにしてほしいという意見もあった。
- ・駐車場については、場内業者の配送用車両と量販店の搬出車両および買出人の駐車場の分離、整備が求められている(4件)。
- ・場内卸の複数制、付属営業人の企業化、取扱商品による店舗数制限など経営に関する意見もみられる。
- ・移転の要望がある(2件)。常磐自動車道柏IC近くへの移転希望がうち1件あった。
- ・その他、トイレの場所をわかりやすく表示する、敷地が狭いなどの意見があった。

<量販店本部意向>

現状の取引や柏市場への期待などについて、市内量販店に対してヒアリングを実施したが、補足として大型量販店の本部（青果担当バイヤー）に対し、仕入れ体制や卸売市場との取引の現状と計画などについてヒアリングを行った。

表. ヒアリング結果(概要)

	A社	B社
仕入れ	<ul style="list-style-type: none"> 本部仕入れは 65～70%で夏場では 80%である。産直は取引先数が多いが売上げでは 1 割弱である。残りは市場の拾い買いである。 	<ul style="list-style-type: none"> 量販店は卸売市場を不足分、大量購入、品揃えのため少量でよいものを調達するために利用している。中規模以下の市場では、特徴のある商品を持つことが重要である。 社で規格、価格を統一して販売する必要があるため、少ないバイヤーで多店舗を担当するには、取引先を集中せざるを得ない。 全店舗分を一括で商談でき、配送センターに時間指定で一括納品できる市場だけが取引先となりうる。
産直	<ul style="list-style-type: none"> エリアで地場物を仕入れているが、生産者を募集して直接取引する方法を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高鮮度、高品質(味)、生産者の顔が見える点で、消費者から評価されて売れ行きが良い。 産直のメリットは手数料等が不要、4tトラック一括仕入れの場合には包装材不要、完熟品で品質がよい、などがあげられる。
加工機能	<ul style="list-style-type: none"> 加工機能の有無は取引条件とはならない。業者は多く、どこにでもあるので、どこにでも頼める。 	<ul style="list-style-type: none"> ばら売り比率が上がっていること、産地でのコンシューマーパックの比率が上がっていることから、中間流通でのパック加工は今以上に増えるとは思わない。 加工場は、雇用確保、作業の平準化、稼働率などの点で、固定費が高くなりがちで、市場経由の商品だけではなく、他からの商品を持ってくるようであれば運営が困難である。
自社センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 本部仕入れの商品(7割程度)は、自社の物流センターに産地から直送されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後規制緩和により、商品は産地からセンターに直納入され、伝票だけ市場を通ることが増加すると考えられる。

	A社	B社
卸売業者について	<ul style="list-style-type: none"> 市場法改正の規制緩和により、今後は荷受が悪い商品を断ることもあり得る。また良い商品を持つ産地は荷受を選ぶ傾向が強まる。 これまで手数料が決まっていたので、売上を伸ばすには取扱量を増やすしかなかったが、今後は荷受けが消費者ニーズを把握し、産地に対して商品開発のリーディングができ、小売に対して商品の企画・提案のできる事が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 産地では広域合併が進んでおり、出荷先を集約する傾向が強まっている。さらに今後は市場法の規制緩和により、卸売市場の兼業化も進むと考えられる。既に地方市場では運送会社を兼業しているところもある。 今後は、売上規模 500 億円以上なければ存続は難しいであろう。 21 年の手数料率の自由化をターゲットに、卸売業者は仕組みを変えていかなければいけないのではないかと。 中小量販店でも産直が進み、産地にラベル、バーコードを貼付させたりしているが、仲介を卸売市場がするなどのサポートもすればよいのではないかと。
アドバイス	<ul style="list-style-type: none"> 柏市場が産地開発して差別化商品を作れば、全国の店舗向けに仕入れることもありうる。店舗で産地フェアを行い、消費者の反応をみることも可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 柏市場では得意な分野以外では産地指定を受けないで、転送で買い付けて品揃えをするのが経営的にもよいのではないかと。地場商材に力を入れることもよいのではないかと。 生産情報公表 JAS や特別栽培 JAS、千葉エコ等の認定のある商品を扱うことも手段の一つである。 地元のパートナーとなってくれるスーパーを見つけ、生産者と小売の橋渡しをすることが重要である。 市場の営業担当者が、産地や小売業に足しげく通い、小売店の販売サポートをしたり、産地とともに小売店へのサービスを考えるなどの努力が必要である。

< 他市場動向 >

平成 14 年に開場した郡山市総合地方卸売市場、第三セクターの高崎市総合卸売市場について視察、ヒアリングを実施し、運営方法などを中心に柏市場との比較を行った。

		柏市場	郡山市場	高崎市場
		柏市若柴 69-1	郡山市大槻町字向原 114 番地	群馬県高崎市下大類町 1258 番地
設置形態		公設公営	公設公営	第三セクター方式
開場年次		青果 昭和 46 年 花き 昭和 49 年 水産 昭和 52 年	平成 14 年	昭和 54 年 10 月
開設者		柏市	郡山市農林部総合地方卸売市場管理事務所	高崎市総合卸売市場 (株)
敷地面積 延床面積		80,058 m ² 31,496 m ²	196,442 m ² 41,312 m ²	99,081 m ² 29,678 m ²
卸売業者数		青果卸 1、水産卸 1 花き卸 1	青果卸 3、水産卸 2、 花き卸 1	青果卸 1、水産卸 1 花き卸 1
開場経緯		7つの青果市場を統合した	平成 8 年第 6 次整備計画に位置づけられる 平成 10 年より造成、建設工事開始 市内 4 市場、隣接市内 3 市場を統合し、移転新築	移転、第三セクターで新設
平成 15 年度 取扱数量		青果 45,595 t 水産 32,073 t 花き 13,663 千点	青果 56,194 t 水産 39,825 t 花き 2,902 万本	
管理体制		職員 9.5 人、臨時従業員 1 人	職員 8 人、非常勤嘱託 6 人	副社長、専務、プロパー 3 名、嘱託職員 1 名、パート 2 名
廃棄物 処理	発砲 スチ ロール	溶融施設をつくり、インゴットを販売。	溶融施設を作ったが、作業に人手が必要なため使用していない。外部業者に処理を委託	有限会社を設立。施設は開設者が貸与。チケット販売(重量に応じて処理代金を支払う)で、中に物を入れなくなった。仲卸業者組合が管理運営。
	魚腸 骨	組合が業者に委託。売上は組合収入。	仲卸業者、組合が処理。	魚腸骨低温集積所を収集業者に作らせた。県全体の集積所となっている。

		柏市場	郡山市場	高崎市場
廃棄物 処理	パレ ット		産地からのパレットが投 棄されている。業者が処分 している。	集積所を設置し、処理。 事業体系を見直し中。
	ダン ポー ル			7:00 ~ 15:00 に結束して 出す。回収業者がくる。
	一般 ゴミ		各社が独自に業者に委託	
公共料金の 精算・支払い		ガス会社はガス会社、電 気は委託先業者が検針、 パソコンで手入力、集 計、納付書発行。(1日) 事務所で徴収。	集中検針でパソコンで集 計、納付書発行。銀行振込。	集中検針でパソコンで 集計(15 ~ 20 分)
市場開放			年 1 回(秋)実施。昨年度 2 回(春、夏)。約 3 万人来場。 旧公設市場で年 1 回水産卸 売会社を中心に魚祭を実 施しており、移転後青果に 呼びかけて実施。 市が一部負担。 実行委員会(=市場組合)が 主体だが、事務員 1 人のた めイベント会社に委託。 仲卸業者が中心。 卸はイベントや遊び、その 場で食べる丼物を出して いる。	「ニコニコ感謝デー」 買参人の同意が得られ ず、ようやく 3 年前から 開始。 広告費を開設者が負担。 仲卸では利益がでてい る。